

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とすること。（第一条関係）

第二 定義

- 一 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいうこと。（第二条第一項関係）
- 二 この法律において「児童買春」とは、次の1から3に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいうこと。（第二条第二項関係）

1 児童

- 2 児童に対する性交等の周旋をした者
- 3 児童の保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者
- 三 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、次のいずれかに該当するものをいうこと。（第二条第三項関係）
 - 1 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの
 - 2 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したものを興奮させ又は刺激するもの
 - 3 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

第三 適用上の注意

この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないこと。

(第二条関係)

第四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰

一 児童買春

児童買春をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すること。(第四条関係)

二 児童買春周旋

1 児童買春の周旋をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処すること。(第五条第一項関係)

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処すること。

(第五条第二項関係)

三 児童買春勧誘

1 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処すること。(第六条第一項関係)

2 1の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円

以下の罰金に処すること。(第六条第二項関係)

四 児童ポルノ頒布等

1 児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処すること。(第七条第一項関係)

2 1に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処すること。(第七条第二項関係)

3 1に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処すること。(第七条第三項関係)

五 児童買春等目的的人身売買等

1 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二の三1、2若しくは3の児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処すること。

(第八条第一項関係)

2 1の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送

した日本国民は、二年以上の有期懲役に処すること。（第八条第二項関係）

3 1・2の罪の未遂は、罰すること。（第八条第三項関係）

六 児童の年齢の知情

児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、二から五による処罰を免れることができないこと。ただし、過失がないときは、この限りでないこと。（第九条関係）

七 国民の国外犯

一から三まで、四1・2及び五1・3（五1に係る部分に限る。）の罪は、刑法第三条の例に従つこと。（第十条関係）

八 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、二から四までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科

すること。（第十一条関係）

第五 捜査及び公判における配慮等

一 第四の一から五までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者（二において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならないこと。（第十二条第一項関係）

二 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。こと。（第十二条第二項関係）

第六 記事等の掲載等の禁止

第四の一から五までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならないこと。（第十三条関係）

三 三条関係）

第七 教育、啓発及び調査研究

一 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関す

る国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。 (第十四条第一項関係)

二 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。 (第十四条第二項関係)

第八 心身に有害な影響を受けた児童の保護

一 関係行政機関は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保って成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。 (第十五条第一項関係)

二 関係行政機関は、一の措置を講ずる場合において、一の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。 (第十五条第二項関係)

第九 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備

国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身

に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。 (第十六条関係)

第十 国際協力の推進

国は、第四の一から五までの罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。 (第十七条関係)

第十一 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 条例との関係

1 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。 (附則第二条第一項関係)

2 1により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によること。 (附則第二条第二項関係)

三 検討

児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 (附則第六条関係)

四 関係法律の整備

この法律の施行に伴い必要となる関係法律の整備を行うこと。 (附則第三条から第五条関係)